

秋田県告示第153号

秋田県総合保健センター条例（昭和61年秋田県条例第34号）の第12条第1項の規定により、次のとおり秋田県総合保健センターの利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県総合保健センターの使用に係る利用料金は、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県総合保健センター

1 施設の利用料金

(1) 施設利用料金

区分	利用料金の額			
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時後の 時間1時間につき
第1研修室	7,800円	10,500円	18,300円	2,800円
第2研修室	4,900円	6,700円	11,600円	1,700円
第3研修室	4,500円	6,000円	10,500円	1,500円
栄養実習室	9,200円	12,300円	21,500円	3,200円
大会議室	20,100円	26,600円	46,700円	6,700円
小会議室	5,900円	7,800円	13,700円	2,000円
展示ホール	1日			1,900円

備考

- 午後5時後の利用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、一時間として計算した利用料を徴収する。
- 使用者が入場料（使用者が、いずれの名義であるかを問わず、施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの施設利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

(2) 設備利用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
16ミリ用映写機	1式1回につき	2,800円
スライド用映写機		600円
オーバーヘッドプロジェクター		600円
ビデオプロジェクター		600円
ビデオデッキ		600円
金びょうぶ	1双1回につき	1,100円

2 健康診査の利用料金

区分		利用料金の額
総合健診		1人につき 40,200円
婦人科検診	乳房エックス線検査（1方向撮影）及び乳房超音波検査を行うもの	1人につき 7,700円
	乳房エックス線検査（2方向撮影）及び乳房超音波検査を行うもの	1人につき 9,300円
	乳房エックス線検査（1方向撮影）を行うもの	1人につき 5,100円
	乳房エックス線検査（2方向撮影）を行うもの	1人につき 6,700円
	乳房超音波検査を行うものもの	1人につき 5,900円
その他の健康診査	子宮検査（細胞診）	1人につき 2,670円
	乳房検査（視触診及び超音波検査）	1人につき 3,700円
	乳房検査（視触診及びマンモグラフィ1方向）	1人につき 2,670円
	乳房検査（視触診及びマンモグラフィ2方向）	1人につき 4,700円